

## 議題 1

議題第 1 号

件 名 : 千葉県救急業務高度化推進協議会設置要綱の改正について

議題要旨 : 千葉県救急業務高度化推進協議会については、消防法第 35 条の 8 に基づく協議会として位置付けられており、その組織定数等については「千葉県救急業務高度化推進協議会設置要綱」により定められているところです。令和 5 年 9 月 1 日付けで東京ベイ・浦安市川医療センターが新たに救命救急センターに指定されたことに伴い、当該三次救急医療機関の長を協議会委員として委嘱するために要綱の一部改正を行うものであり、御審議をお願いするものです。

資料 : 1 - 1 千葉県救急業務高度化推進協議会運営要綱（改正案）  
1 - 2 千葉県救急業務高度化推進協議会設置要綱（新旧対照表）  
1 - 3 救命救急センターの指定について

## 千葉県救急業務高度化推進協議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県救急業務高度化推進協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (協議会の目的)

第2条 県民の救命率向上を図るために、メディカルコントロール体制の構築を核とした、消防機関と医療機関の緊密な連携が必要であることから、全県的なメディカルコントロール体制について協議・調整するとともに、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

## (協議事項)

第3条 本会は、次の事項について協議する。

- (1) メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定に関すること
- (2) 地域メディカルコントロール協議会の担当範囲の区域割の調整・決定に関すること
- (3) 地域メディカルコントロール協議会における決定事項等に関する調整・助言に関すること
- (4) その他、県内のプレホスピタル・ケアの向上に関すること
- (5) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関すること
- (6) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関すること

## (組織)

第4条 協議会は、別表第1の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。

2 会長は、別表第1に掲げるもののほか、委員又は専門委員として適當と認めるものを知事に推薦することができる。

3 委員及び専門委員は、やむを得ない場合には代理者を出席させることができる。

## (幹事会)

第5条 協議会は、必要に応じ、円滑な協議の推進に資するため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、別表第2の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。

## (専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する。

## (意見聴取)

第7条 協議会及び幹事会は、必要に応じて、関係機関及び関係する学識のある者から意見又は説明を聞くことができる。

## (事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉県防災危機管理部消防課及び千葉県健康福祉部医療整備課とする。

## (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

## (改正案)

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成14年11月 6日から施行する。  
この要綱は、平成16年 1月 21日から施行する。  
この要綱は、平成17年 3月 16日から施行する。  
この要綱は、平成17年10月 24日から施行する。  
この要綱は、平成19年 3月 9日から施行する。  
この要綱は、平成20年12月 8日から施行する。  
この要綱は、平成21年12月 16日から施行する。  
この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成24年12月 25日から施行する。  
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成26年12月 24日から施行する。  
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、令和 3年 3月 19日から施行する。  
この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(改正案)

別表第1（第4条）

医療関係者	1名	千葉県医師会副会長
救急医療機関	15名	三次救急医療機関の長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあっては主たる救急医療機関の長
学識経験者	3名	
消防機関	1名	千葉県消防長会 会長
	4名	千葉県消防長会の推薦する者
県職員	1名	防災危機管理部長
	1名	健康福祉部 保健医療担当部長

別表第2（第5条第2項）

医療関係者	1名	千葉県医師会の推薦する者
救急医療機関	15名	三次救急医療機関の救命救急センター長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあっては主たる救急医療機関の救急医療責任者
地域メディカルコントロール協議会	10名以内	会長（会長が他の職を兼ねる場合は除く。）
	10名	事務局消防本部（局）の救急担当課長
県職員	1名	消防課 課長
	1名	医療整備課 課長

新旧対照表

改正後（案）	改正前
<p>千葉県救急業務高度化推進協議会運営要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県救急業務高度化推進協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(協議会の目的) 第2条 県民の救命率向上を図るためにには、メディカルコントロール体制の構築を核とした、消防機関と医療機関の緊密な連携が必要であることから、全県的なメディカルコントロール体制について協議・調整するとともに、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(協議事項) 第3条 本会は、次の事項について協議する。            (1) メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定に関すること            (2) 地域メディカルコントロール協議会の担当範囲の区域割の調整・決定に関すること            (3) 地域メディカルコントロール協議会における決定事項等に関する調整・助言に関すること            (4) その他、県内のプレホスピタル・ケアの向上に関すること            (5) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関すること            (6) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表第1の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。            2 会長は、別表第1に掲げるもののほか、委員又は専門委員として適當と認めるものを知事に推薦することができる。            3 委員及び専門委員は、やむを得ない場合には代理者を出席させることができる。</p>	<p>千葉県救急業務高度化推進協議会運営要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県救急業務高度化推進協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(協議会の目的) 第2条 県民の救命率向上を図るためにには、メディカルコントロール体制の構築を核とした、消防機関と医療機関の緊密な連携が必要であることから、全県的なメディカルコントロール体制について協議・調整するとともに、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(協議事項) 第3条 本会は、次の事項について協議する。            (1) メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定に関すること            (2) 地域メディカルコントロール協議会の担当範囲の区域割の調整・決定に関すること            (3) 地域メディカルコントロール協議会における決定事項等に関する調整・助言に関すること            (4) その他、県内のプレホスピタル・ケアの向上に関すること            (5) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関すること            (6) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表第1の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。            2 会長は、別表第1に掲げるもののほか、委員又は専門委員として適當と認めるものを知事に推薦することができる。            3 委員及び専門委員は、やむを得ない場合には代理者を出席させることができる。</p>

## 設置要綱の一部改正 新旧対照表

### (幹事会)

第5条 協議会は、必要に応じ、円滑な協議の推進に資するため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、別表第2の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。

### (専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する。

### (意見聴取)

第7条 協議会及び幹事会は、必要に応じて、関係機関及び関係する学識のある者から意見又は説明を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉県防災危機管理部消防課及び千葉県健康福祉部医療整備課とする。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成14年11月6日から施行する。

この要綱は、平成16年1月21日から施行する。

この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

この要綱は、平成17年10月24日から施行する。

この要綱は、平成19年3月9日から施行する。

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### (幹事会)

第5条 協議会は、必要に応じ、円滑な協議の推進に資するため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、別表第2の知事が委嘱又は任命する者をもって組織する。

### (専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する。

### (意見聴取)

第7条 協議会及び幹事会は、必要に応じて、関係機関及び関係する学識のある者から意見又は説明を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉県防災危機管理部消防課及び千葉県健康福祉部医療整備課とする。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成14年11月6日から施行する。

この要綱は、平成16年1月21日から施行する。

この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

この要綱は、平成17年10月24日から施行する。

この要綱は、平成19年3月9日から施行する。

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

設置要綱の一部改正 新旧対照表

この要綱は、令和 3年 3月 19日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1（第4条）

医療関係者	1名	千葉県医師会副会長
救急医療機関	<u>15</u> 名	三次救急医療機関の長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあっては主たる救急医療機関の長
学識経験者	3名	
消防機関	1名	千葉県消防長会 会長
	4名	千葉県消防長会の推薦する者
県職員	1名	防災危機管理部長
	1名	健康福祉部 保健医療担当部長

この要綱は、令和 3年 3月 19日から施行する。

別表第1（第4条）

医療関係者	1名	千葉県医師会副会長
救急医療機関	14名	三次救急医療機関の長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあっては主たる救急医療機関の長
学識経験者	3名	
消防機関	1名	千葉県消防長会 会長
	4名	千葉県消防長会の推薦する者
県職員	1名	防災危機管理部長
	1名	健康福祉部 保健医療担当部長

別表第2（第5条第2項）

医療関係者	1名	千葉県医師会の推薦する者
救急医療機関	<u>15</u> 名	三次救急医療機関の救命救急センター長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあっては主たる救急医療機関の救急医療責任者
地域メディカルコントロール協議会	10名以内	会長（会長が他の職を兼ねる場合は除く。）
	10名	事務局消防本部（局）の救急担当課長
県職員	1名	消防課 課長
	1名	医療整備課 課長

別表第2（第5条第2項）

医療関係者	1名	千葉県医師会の推薦する者
救急医療機関	14名	三次救急医療機関の救命救急センター長、及び地域メディカルコントロール協議会管内に三次救急医療機関が無い場合にあっては主たる救急医療機関の救急医療責任者
地域メディカルコントロール協議会	10名以内	会長（会長が他の職を兼ねる場合は除く。）
	10名	事務局消防本部（局）の救急担当課長
県職員	1名	消防課 課長
	1名	医療整備課 課長

## 救命救急センターの指定について

救命救急センターとは、重篤救急患者の救命医療を目的に設置され、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤救急患者に対し、高度な救急医療を総合的に24時間体制で提供できる機能を有している医療機関です。

本県では、第三次救急医療機関として、昭和55年4月に千葉県救急医療センターを開設したのをはじめ、県内9医療圏に15か所の救命救急センターを設置し、救命救急に対応しております。

### 県内の救命救急センターの設置状況

#### 県内の救命救急センターの設置状況

保健医療圏	名称	指定日
千葉	千葉県総合救急災害医療センター (旧 千葉県救急医療センター)	令和5年11月1日
千葉	千葉大学医学部附属病院	平成31年4月1日
東葛南部	船橋市立医療センター	平成6年5月13日
東葛南部	順天堂大学医学部附属浦安病院	平成17年7月1日
東葛南部	東京女子医科大学附属八千代医療センター	平成28年8月1日
東葛南部	東京ベイ・浦安市川医療センター	令和5年9月1日
東葛北部	松戸市立総合医療センター	平成29年12月27日
東葛北部	東京慈恵会医科大学附属柏病院	平成24年4月1日
印旛	成田赤十字病院	昭和61年4月1日
印旛	日本医科大学千葉北総病院	平成11年4月1日
香取海匝	旭中央病院	昭和59年1月1日
山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	平成26年4月1日
市原	帝京大学ちば総合医療センター	平成29年4月1日
安房	亀田総合病院	昭和60年3月1日
君津	君津中央病院	昭和59年3月31日

#### 関連リンク

#### 救急医療機関一覧

お問い合わせ

所属課室：[健康福祉部医療整備課医療体制整備室](#)

電話番号：043-223-3886

ファックス番号：043-221-7379

[メールでお問い合わせ](#)

## 千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-2110 (代表)

法人番号：4000020120006